

第23回期 第18回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成30年12月14日(金) 午後1時30分から午後2時35分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 正一
同 (同)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (中根松)		江田 利光
同 (大草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 (染)		川音 光平
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員(推進委員0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

3件

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の作成に対する決定について

1件

議案第35号 非農地判断について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真
主 査 木谷 裕人

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第18回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あらためまして、皆さんこんにちは。第18回総会の招集をいたしましたところ皆様方には師走に入り半ばまで来ましたが、大変お忙しい中、また寒い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、10月31日から12月12日まで開催いたしました人・農地プランの見直しに向けた地域での集落座談会に出席を賜りまして誠にありがとうございました。重ねてお礼申し上げます。 本日は、皆様のお手元に文書が届いていると思いますが、3年前に開催されました農業者等との意見交換会、3時頃から予定しております。今回は町長も出席する予定になっておりますので、ざっくばらんに話をしていきたいと思っております。また、意見交換会が終わりましたら、忘年会も予定しておりますので全員参加の程よろしくお願ひしたいと思います。 今回の提出議案は3件ほどでございます。特に議案第35号に出ております非農地判断の件でございますが、各委員さん現地確認等済んでいると思っておりますが慎重な審議をお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日の農業委員の出席は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第18回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は11名中11名です。 議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、9番、大河内一二委員、1番、會田陽子委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の木谷主査を指名いたします。 それでは、日程第3議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p>

事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第 3 3 号農地法第 5 条①について浅川・滝輪地区推進委員石塚隆晴委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>浅川・滝輪地区担当の石塚です。 議案第 3 3 号農地法第 5 条①についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人■■■■、■■■■さん、譲受人■■■■、■■■■さん、■■■■さん 以下記載のとおりです。 1 1 日午前 9 時より地区副担当の會田委員及び譲渡人、譲受人立会いの下、現地にて調査をしてまいりました。■■■■番■■■■の畑 3 2 9 m²に一般住宅を建設したいということです。汚水は町公共下水道に接続し、雨水は町道側溝に放流するというです。調査項目であります、一般住宅の(1)～(12)について該当する項目がなく、今回の転用については問題ないものとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>続いて事務局より補足説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。 まず、立地基準となる農地の区分につきましては、水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね 5 0 0 m 以内に 2 以上の公共施設または公益的施設がある区域にある公共施設便益地域内農地ということで農地転用基準の第 3 種農地と判断しました。 次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われます。 転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は 3 1 年 5 月末までとされており該当しません。 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、道路法 2 4 条および建築基準法について許可見込であり該当しません。 法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。 申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、申請地のみの計画のた</p>

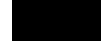
<p>会 長</p>	<p>め該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺は宅地化が進み農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は公共下水道による処理、雨水は既設の町道側溝に放流する計画となっております。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第33号農地法第5条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第33号、農地法第5条①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第33号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案の審議に入る前に、議案第33号、農地法第5条②については■■■■委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席させていただきます。</p> <p>(■■■■委員退室)</p>
<p>会 長</p> <p>5 番</p>	<p>議案第33号農地法第5条②について、中根松地区副担当の5番、会田嘉治委員の調査報告及び意見を求めます。</p> <p>中根松地区担当の農業委員、会田です。</p> <p>議案第33号農地法第5条②について、調査結果の報告および意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、■■■■、■■■■さん、譲受人、■■■■さん以下記載のとおりです。</p> <p>12月8日夜、9時より譲受人、譲渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。■■■■さんと■■■■さんは、親子関係にありまして申請の理由は、■■■■さんが農業用倉庫を建てたいということで、■■■■さんの土地を借り受けることにし</p>

	<p>たということです。</p> <p>また、申請者からの聞き取り内容としては、以前、宅地内にあった農業用倉庫を解体し、息子夫婦が暮らす住宅用敷地としたために、現在は農業用機械、農業用資材は宅地内に仮置き状態で置いてあるとのこと。</p> <p>調査事項であります一般基準の申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をよろしく願いいたします。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします
事務局長	<p>はい、補足説明をいたします。農地転用許可の検討事項の説明の前に、今回の申請地においては、一筆の農地のうち一部には農業用倉庫が建てられていますが、これは先月もお話いたしました200㎡未満の農業用施設ということで転用許可不要案件ということで農業委員会に対する届出で数年前に建ててあったそうです。■■■■委員は、今回一筆すべてを農業用施設として使いたいということであらためて転用申請するにいたったものです。</p> <p>次に、農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、■■■■のは場整備された農地など10ヘクタール以上の一団の農地が広がる区域内にある農地ということで農地転用基準の第1種農地と判断しました。</p> <p>第1種農地の場合、原則転用は認められないものとされておりますが、当該申請は農業用施設であるため第一種農地でも許可が可能な案件となります。</p> <p>一般基準の各項目についてですが、①同様該当する項目はありません。</p> <p>今回の転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、今回の土地につきましては造成等を行わないため支障ありません。なお、汚水は発生せず、雨水についても自然浸透の計画となっております。以上です。</p>
会 長	<p>地区副担当及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第33号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第33号、農地法第5条②について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	全員賛成ですので、議案第33号、農地法第5条②は許可相当と意見決定いた

	<p>します。</p> <p>議事が終了しましたので、[]委員に対する議事参与制限を解除いたします。</p> <p>([]委員着席)</p>
会 長	<p>[]委員に報告いたします。</p> <p>議案第33号、農地法第5条②は許可相当と意見決定されました。</p>
[]委員	<p>ありがとうございます。</p>
会 長	<p>次に、議案第33号、農地法第5条③について、東大畑・畑田地区推進委員、小室勝弘委員の調査報告および意見を求めます。</p>
小室委員	<p>はい、東大畑・畑田地区担当推進委員の小室です。</p> <p>議案第33号農地法第5条③について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、[]、[]さん、譲受人、[]、[]さん以下記載のとおりでございます。</p> <p>先日、12月10日曜日に地区副担当の角田一志さん及び譲渡人、譲受人立会いの下、現地にて調査して参りました。</p> <p>譲渡人の[]さんについては、地区内の土地が荒れてしまうので誰かにということでした。譲受人の[]さんは浅川町内に住みたいということで、土地を探していたところ不動産屋の紹介を受け、周りも住宅地で水道、下水道も整備されており環境がよいことから、住宅建設のため譲渡人、[]さんの土地を買い受けたということでした。</p> <p>調査事項であります一般基準の申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をよろしく願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>続いて事務局より補足説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>はい、補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、①同様、水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に2以上の公共施設または公益的施設がある区域にある公共施設便益地域内農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、①②同様いずれも該当する項目はございません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の</p>

<p>会 長</p>	<p>機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺は宅地化が進み農地の拡がりはなく支障ないものと思われま す。なお、汚水は公共下水道による処理、雨水は自然浸透する計画となっております。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第33号農地法第5条③について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第33号、農地法第5条③について、許可相当と決定することに賛成の農 業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第33号、農地法第5条③は許可相当と意見決定いた します。 次に、議案第34号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画の作成に対する意見決定について上程いたします。事務局より 議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案の審議に入る前に、議案第34号、農業経営基盤強化促進法第18条の① については、 が借受人となっておりますので、農業委員会等に関 する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始 から終了まで退席していただきます。</p> <p>(退室)</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より①の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、では説明申し上げます。 被設定人の さんは、皆様ご存じのとおり農業委員で、また認定農業 者でもあり、人・農地プランにおいても 地区の担い手として名前があげら れております。設定人の さんも同じ の方で、 さんが誰かに農 地を任せたいという希望があり、今回、 委員と話をして利用権を設定する こととなったものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、一つ、農用地利用集積 計画の内容が町の基本構想に適合することであること。</p>

	<p>二つ目、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</p> <p>三つ目、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>つづいて、この集積計画①に対して小貫・太田輪地区推進委員の八木沼委員の意見を求めます。</p>
八木沼委員	<p>はい、小貫・太田輪地区の八木沼です。</p> <p>ただ今の案件についてですが、昨日、耕作を請け負う[]さんに確認を致しましたところ、今までは[]さんの田んぼは別の人が耕作しておったそうですが、高齢者ということもあり断られたということで、今回、[]さんをお願いしたということです。なお、事務局からも説明がありましたとおり、[]さんは認定農業者として今まで農業をしておりますし、また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号は全て満たしておりますので、問題ないと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第34号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第34号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第34号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、[]に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>([] 着席)</p>
会 長	<p>[]に報告します。議案第34号、農業経営基盤強化促進法第18条①については、計画のとおり決定されました。</p>

	<p>ありがとうございました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第35号、非農地判断について上程いたします。 事務局より議案の朗読および説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>つづいて説明申し上げます。昨年の12月の総会においても議案にかけた非農地判断ですが、今年も皆様にご協力いただいた農地利用状況調査において再生不能、いわゆる「B分類」と判断されたものについて非農地判断するため今回議案にかけさせていただきます。</p> <p>農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。</p> <p>今回、議案にかけられた田132筆、68,959.62㎡、畑118筆、56,753.40㎡、合計250筆、125,713.02㎡については、先ほど申しました再生困難と判断されたもののうち、現況が宅地や雑種地などの農地法違反の可能性があるものなど、非農地判断することが適切でないこととされているものを除く、非農地判断しても支障のないものと考えられるものになります。</p> <p>今回、議決されますと、所有者のほか法務局、県および町課税部局に非農地判断された旨の通知をし、農地台帳の整理がなされることとなります。</p> <p>なお、所有者に対する通知には国の定める様式とは別に、Q&Aを添える形で送付したいと考えております。以上、皆様方のご審議、よろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第35号、非農地判断について、質疑ございませんか。</p>
<p>川音委員</p>	<p>ちょっとよろしいですか。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、川音委員。</p>
<p>川音委員</p>	<p>真ん中辺りの所有者氏名というところで、現在、亡くなっている人がいるのですが、この場合には通知はどうするのでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>現在、亡くなっている名義の方に対しては、推定相続人の方に通知したいと思います。</p>

会 長	はい、その他質疑有りますか。 (「異議なし」の声)
会 長	それでは質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第35号、非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない非農地と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第35号、非農地判断については決定いたします。次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。
1 番	はい。
会 長	はい。1番、會田委員。
1 番	農地、非農地の判断は決定しましたが、農地としているところに車の駐車をしている所がありましたが、その件は、どうなったのかお尋ねしたいと思います。
会 長	はい、事務局。
木谷主査	私の方から申し上げます。その農地に関しましては、非農地判定したものには入っておりません。非農地判定は山林や原野ですので、駐車場になってしまっている、會田委員がおっしゃっているところにつきましては、所有者の方がいわゆる不在といたしますか、相続人も分からないような所有者不明農地という状況でして、使用している方などを通してそのへんの確認をして農地転用なりの許可を取っていただくような形になるかと思えます。
1 番	2ヶ所あったのですが、もう一つは■■■■、■■■■の裏の方の■■■■というのでしょうか、■■■■さんの後の方なのですが、あれも農地だったはずなのに、しっかり砂利がひかかれているし、車が止めてあるので転用申請とかしないといけないのではないのでしょうか。
木谷主査	そういったところに関しては、事務局の方からも一度所有者の方にお話しさせていただいて、農地転用の申請なり対応していただけない時は、流れといたしましては県の方で四半期に一度、浅川町だけではなく県内において、違反がある場合には報告し県の方からも指導など入るようになってはいますが、そうなる前に適切な対応なり手続きをしていただけるような形でお話したいと思っています。
會田委員	分からないですが、そのへんになると税金も違ってくると思いますので、そう

	<p>なるとおかしいと思うので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
木谷主査	<p>はい。</p>
会 長	<p>その他質疑有りますか。 無いようですので、事務局より連絡をお願いします。</p>
事務局長	<p>一つ目ですが、次回の総会は1月16日水曜日午後3時です。総会終了後に新年会を予定しております。それから、本日夕方6時より忘年会を開催いたします。会費5千円につきましては意見交換会終了後、徴収したいと思いますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それから、平成30年度後期の農業委員会研修会が、来年2月13日水曜日、郡山市のビックパレットふくしまで開催されます。参加する予定になっておりますが、参加できない方は次回総会時まで事務局にご連絡をいただきたいと思っております。私からは以上です。</p>
木谷主査	<p>続きまして私の方から、本日会議前に少しお話ししました、本日お配りしている書類についてご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、農業経営状況等に関する調査についてということで文書があって、封筒がありますが、依頼文書の中にもありますが、農地台帳、今は国の方のシステムで一元管理しておりますが、その中で法においても農業委員会は農地台帳を正確な内容に更新したり、訂正したりするということが求められております。</p> <p>封筒の中には、農業従事日数ですとか、機械の所有状況ですとか、そういった農家さんの農業経営状況を調査する内容のものが入っております。昨年からの調査実施させていただいておりますが、農事組合長さんを通じて農事組合の方に配布していただいて、回収も農事組合長さんに回収していただいて、農事組合長さんから農業委員さん・推進委員さんに渡していただいて、来月の1月の総会の時に全て回収したいと考えております。依頼文書の下にも書いてありますが、農事組合長さんに対する依頼文書では1月11日金曜日までに農事組合員さん分を取りまとめて、農業委員さん・推進委員さんに提出して下さいという形で依頼してあります。そのような形になっておりますので、大変お手数ですが、調査票の配布と回収にご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>それから農業委員等の綱紀肅正について、そちらの方先月、ソーラー発電の方で徳島県の事例で同じ様な内容を配らせていただきましたが、今回の内容につきましては、徳島県の阿南市農業委員会の事例以外、大阪府の方で元農業委員会及び元農業委員会事務局の職員が無断で駐車場に転用すると知りながら、農地法上の手続きを進めたとして、農地法違反のほう助の疑いで書類送検された。というふうな形で記載があります。徳島県と大阪府という形で引き続きありましたので、農業委員さん、推進委員さんのご身分というのは、一応公務員という形になっておりますので、そういったことが無いよう周知・指導するということでありましたので、文書について配布させていただいております。今後の業務の</p>

	<p>参考とし公正な職務の遂行をお願いしたいと思います。</p> <p>あと、農業委員会の手帳をお配りさせていただいております。来年の平成31年の物になりますが、後ろの方には農業委員会関係の法律ですとか、色々な農地法の許可基準、3条とか5条とかの説明書きもあります。農家の方から何か相談があった際に活用していただきたいと思います。</p> <p>最後に、先月回収させていただきました活動記録簿を今回お返しさせていただいております。集計はまだ終わっていないのですが、コピーを取った中で以前もお話させていただいておりますが、活動記録簿は今回の農業委員さんから記録していただくようになりました。法律が改正されて、農業委員さん推進委員さんにやっていただく業務が昔に比べると、かなり増えています。そういった中で、国の方で農業委員さん・推進委員さんの報酬アップという形で国の補助が毎年活動日数、活動実績とそれに対しての担い手への集積や遊休農地の解消の実績によって交付金が付く形になっています。活動の根拠、また交付金の算定の資料になるものとして、この活動記録簿が使われています。ですので、せっかく活動していただいても記録していただかないと事務局でも把握できませんので、お手数でも活動いただいた内容はきちんと記載いただきますようお願いいたします。</p> <p>長くなりましたが私の方からは以上です。</p>
会 長	はい、ただいま事務局より連絡等ありましたが、質問等ありましたらお願いします。
江田委員	ちょっとよろしいですか。
会 長	はい、江田委員。
江田委員	活動の方で、農地利用状況調査ではなくて毎月定期的な農地パトロールの実施というような話が以前ありましたが、どういった形で実施すればよろしいのでしょうか。
木谷主査	はい、普段からご自身の地区の農地の状況を把握しておいていただくといえますか、先ほどありました無断転用がないかですとか、あるいは昨年までは耕作されていたが、今年は耕作されずに少し荒れてきてしまっている農地がないかといった部分を、時間がある時、例えば総会がある日ですとかご自身が農作業行く時などに普段あまり行かない地区などを車で歩いてみるとか、難しい形ではなく、車で巡回するといった形です。
会 長	今の説明でよろしいですか。
江田委員	はい、ありがとうございます。
会 長	はい、そのほかありませんか。

小室委員	よろしいですか。
会 長	はい、小室委員。
小室委員	農地へ廃プラなどを置いているものはどこで管理というか、対応というのはどうすればいいのでしょうか。
事務局長	物は何になりますか。
小室委員	農ポリとかビニールハウスの廃材とか色々ですが、そういった資材ですとかです。
木谷主査	ゴミとかではないですか。
小室委員	ゴミというか使えなくなったハウスのビニールや資材等ですが、一時的に置いているのかどうなのかわかりませんが、そのへんを地主に我々が注意なりしてもいいのですか。
木谷主査	それは、基本的に農業委員さん、推進委員さんが農地所有者に適切な指導なりしていただくことは、活動といいますか業務の中でも位置付けられていますので、所有者の方に内容を確認いただき、ご指導いただければと思います。法的な手続きとか詳しい話になれば事務局の方へつないでいただければと思います。
小室委員	はい、わかりました。
9 番	町というか、農協でそういった廃材の回収をしてくれるのではないですか。
事務局長	やっていますね農協さんの方で、それを活用していただければ。
9 番	農協の方でそういうのをやっているのだから、そういうのを使うように地主にも話をしてあげればいいと思います。
木谷主査	綱紀肅正の方にもありますとおり、現在、農地であるものが違った利用がされている状況を把握しながらも何もしなかったとなれば問題ともなりますので、法的な手続きが必要なものについては、公正な手続き等を取っていただくよう指導や対応等をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
会 長	そのほかあればお願いします。 それでは、質問確認等ないようなので、以上を持ちまして第18回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。
------	--------------------

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)